

令和6年2月10日

池田町議会議長

横澤はま 様

処分要求書

池田町議会議員 三枝三七子

令和6年2月9日池田町議会3月議会本会議中において、1名の議員から下記の通りの侮辱的発言を受けました。これについて地方自治法133条には、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる」とあります。

この規定に基づき厳正な処分を求めます。

記

- 1, 侮辱を与えた人の氏名 和澤 忠志 議員
- 2, 侮辱の事実または事情

令和6年2月9日池田町議会3月議会本会議中、議案第12号 令和5年度池田町会計補正予算(第11号)について三枝の質疑中に、「馬鹿」と三枝を侮辱する言葉を声に発した。この事実は、当日発信されたYouTube動画でも確認することができ、周知の事実となっている。

以上